

S I D R

滋賀県感染症情報

SHIGA Infectious Diseases Report

《週報》

第3巻第46号

第46週(11月10日～11月16日)

発行年月日:平成15年(2003年)11月21日

発行:滋賀県立衛生環境センター内

滋賀県感染症情報センター

電話 077-537-3051 FAX 077-534-3936

* 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律及び検疫法の一部を改正する法律が平成15年11月5日から施行されました。

1) 全数報告の感染症(1類～5類)

感染症類型	疾患名	報告数 (46週)	累積報告数		平成14年報告数	
			滋賀 (46週)	全国 (46週)	滋賀	全国 ^(*)
1類感染症 ^(*)	報告なし	0	0	0	0	0
2類感染症	細菌性赤痢	1	6	426	6	693
	パラチフス	0	0	31	1	33
3類感染症	腸管出血性大腸菌感染症	0	8	2308	14	3132
4類感染症	エキノкокクス症	0	0	17	1	9
	オウム病	0	1	39	0	55
	ツツガムシ病	0	1	180	0	329
	レジオネラ症	0	1	129	1	166
5類感染症	アメーバ赤痢	0	3	439	6	453
	ウイルス性肝炎	0	3	588	2	915
	クロイツフェルト・ヤコブ病	0	3	102	2	146
	劇症型溶血性レンサ球菌感染症	0	0	48	1	90
	後天性免疫不全症候群	0	8	797	6	888
	梅毒	0	2	414	4	561
	破傷風	0	1	64	0	105
	急性脳炎	0	0	97	3	107

(*)1) 平成14年報告数の全国報告数は、滋賀県で報告された疾患を対象としています。

(*)2) 感染症法の改正により、重症急性呼吸器症候群(SARS)、痘そうが追加されました。

2) 定点把握の対象となる5類感染症

疾患名	定点当たり患者数(県・保健所管内別)								前週との比較(定点当たり患者数)
	県	大津	草津	水口	八日市	彦根	長浜	今津	
インフルエンザ	0	0	0	0	0	0	0	0	
咽頭結膜熱	0.03	0	0.17	0	0	0	0	0	
A群溶連菌咽頭炎	0.66	0	2.17	0	0.20	0.50	0	2.50	
感染性胃腸炎	4.28	7.86	5.17	4.00	2.20	3.00	0.75	4.50	
水痘	1.31	1.29	2.33	2.25	0.40	0.75	0	2.50	
手足口病	0.38	0	0	0.25	0.60	0.50	0.50	2.00	
伝染性紅斑	0	0	0	0	0	0	0	0	
突発性発疹	0.75	1.14	1.50	0.25	0.20	0.25	0.50	1.00	
百日咳	0.03	0	0.17	0	0	0	0	0	
風疹	0	0	0	0	0	0	0	0	
ヘルパンギーナ	0.03	0	0	0	0	0	0	0.50	
麻疹	0	0	0	0	0	0	0	0	
流行性耳下腺炎	0.25	0	0.33	0.25	0.40	0.25	0.25	0.50	
急性出血性結膜炎	0	0	0	0	0	0	0	0	
流行性角結膜炎	0.57	0	0	1.00	1.00	2.00	0	0	
細菌性髄膜炎	0.29	1.00	0	1.00	0	0	0	0	
無菌性髄膜炎	0.43	0	0	0	0	0	3.00	0	
マイコプラズマ肺炎	0.29	0	0	0	0	0	1.00	1.00	
クラミジア肺炎	0	0	0	0	0	0	0	0	
成人麻疹	0	0	0	0	0	0	0	0	

* 感染症法の改正により、上記疾患にRSウイルス感染症が追加されました。報告様式の変更後に掲載します。

全国集計などの詳細な集計結果は、**国立感染症研究所感染症情報センターのホームページ**(<http://idsc.nih.go.jp/index-j.html>)において公表されています。

3) 今週のトピックス

感染性胃腸炎の発生は増加傾向 感染症法改正の概要

定点把握の対象となる4類感染症の発生状況を先週と比較すると、患者報告数は増加し、定点当たり患者数(累積)は9.30となっています。また、疾患別では、感染性胃腸炎、手足口病、細菌性髄膜炎、無菌性髄膜炎等の定点当たり患者数は増加していますが、水痘、流行性耳下腺炎等の定点当たり患者数は減少しています。

A群溶連菌咽頭炎については、先週より増加し定点当たり患者数は0.47となっています。草津、今津保健所管内の定点当たり患者数がやや多くなっており、それぞれ、2.17、2.50となっています。

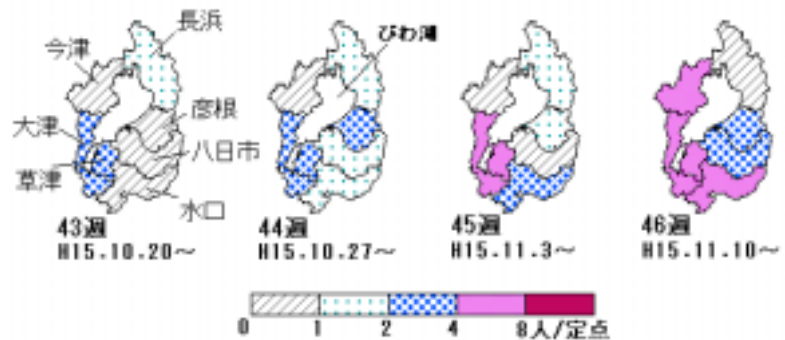
感染性胃腸炎については、先週より増加し定点当たり患者数は4.28となっており、長浜保健所管内を除く保健所管内において増加しています。特に、今津保健所管内において急増し、4.50となっています。

水痘については、先週の定点当たり患者数より減少していますが、第36週から増加の傾向を示しています。**手足口病**については、今津保健所管内の定点当たり患者数が先週より増加し、2.00と多くなっています。

感染性胃腸炎の保健所管内別・週別発生状況は下記のグラフのとおりです。

感染性胃腸炎の保健所管内 別・週別発生状況(平成15年第 43週～平成15年第46週)

43週から46週の発生状況についてみると、長浜保健所管内の定点当たり患者数は減少していますが、他の保健所管内においては増加傾向となっています。



感染症法改正の概要について

「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律及び検疫法の一部を改正する法律」(平成15年法律第145号)が平成15年11月5日に施行され、感染症法が改正されました。

改正内容の概要は、下記のとおりです。

1. 緊急時における感染症対策の強化

- (1) 厚生労働大臣は、緊急の必要があると認めるときは、自ら感染症の発生状況等の調査を行うことができることとする。
- (2) 厚生労働大臣の定める基本指針及び都道府県の定める予防計画の中に、緊急時における感染症の予防等の計画の策定に関する事項を追加する。
- (3) 厚生労働大臣は、感染症の発生を予防し、又はまん延を防止するため緊急の必要があると認めるときは、この法律の規定により都道府県知事等が行うこととされている事務に関し、必要な指示をすることができることとする。

2. 動物由来感染症対策の強化

- (1) 感染症を感染させるおそれがある動物及びその死体を輸入する者は、輸出国における検査の結果、感染症にかかっていない旨の証明書を添付するとともに、種類、数量、輸入の時期等を届け出なければならないこととする。
- (2) 感染症の発生状況等の調査において、感染症を感染させるおそれがある動物又はその死体の所有者等に対し質問・調査することができることを明確化する。
- (3) 獣医師、獣医療関係者について、国及び地方公共団体が講ずる施策に協力するよう努めなければならないこととする。また、動物等取扱業者について、動物の適切な管理その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならないこととする。

3. 感染症法の対象疾病及び疾病分類の見直し等

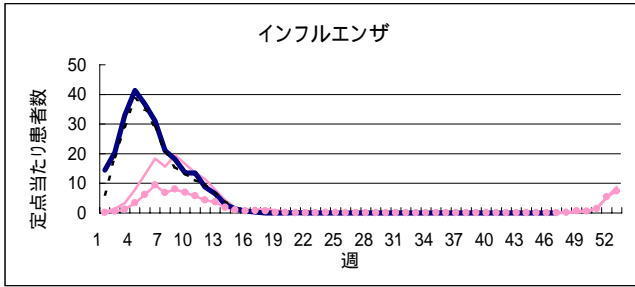
- (1) 感染症の類型の見直し等(滋賀県感染症情報・SIDR第3巻第45号に掲載)
一類感染症に「重症急性呼吸器症候群」及び「痘そう」(天然痘)を追加する。
現行の四類感染症のうち鳥インフルエンザ等について、媒介動物の輸入規制、消毒、ねずみ等の駆除等の措置を講ずることができるようになるため、四類感染症の類型を見直す。
- (2) 都道府県知事等が、市町村に指示するだけでなく、消毒及びねずみ等の駆除の措置を自ら行うことができることとする。
- (3) 都道府県等は、感染症の発生状況等の調査を行うため、他の都道府県等に対し、検査研究機関の職員等の派遣等の協力を求めることができることとする。

4. 検疫との連携

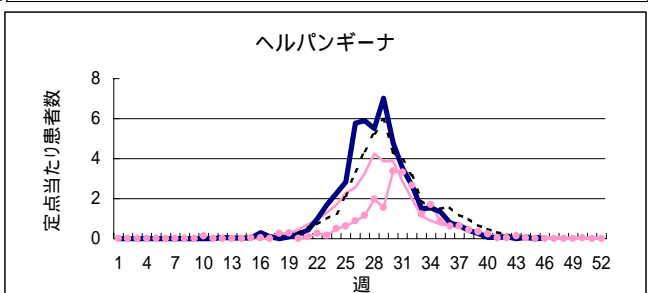
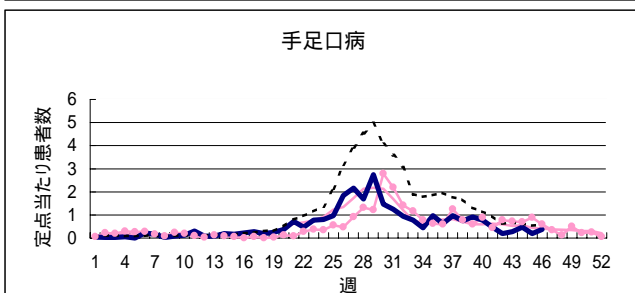
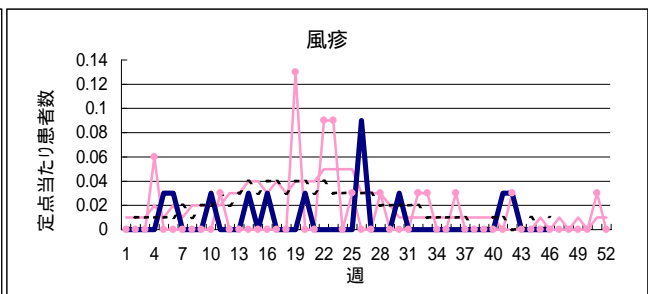
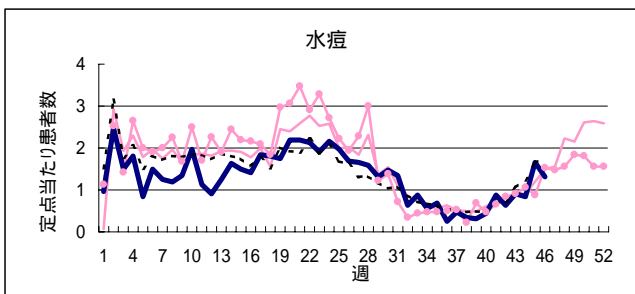
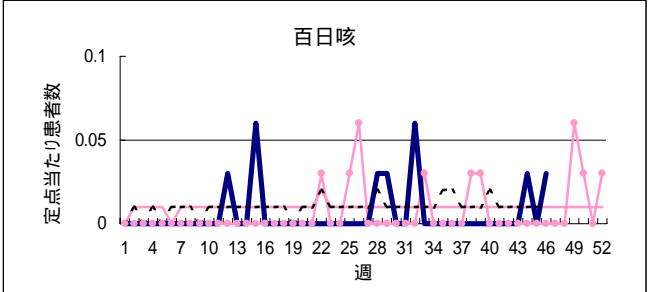
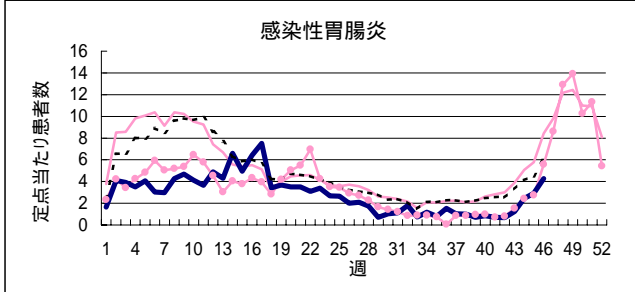
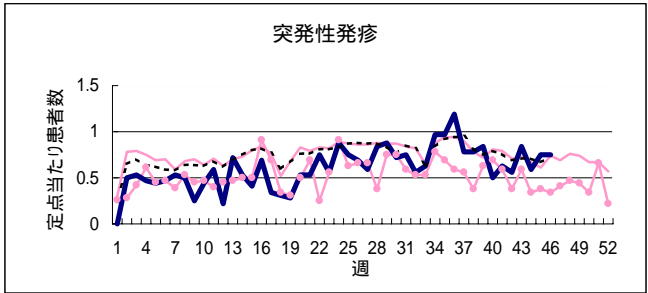
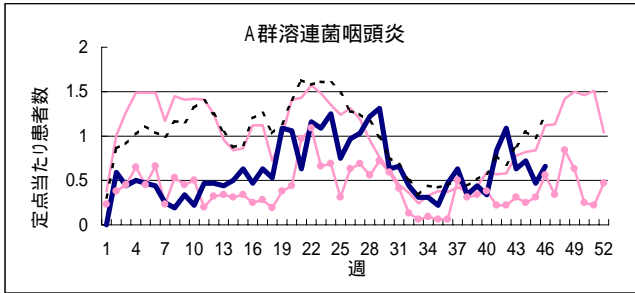
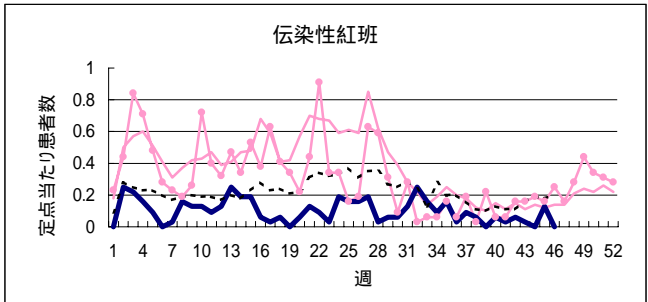
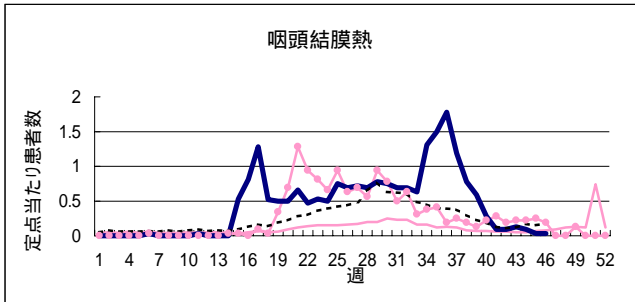
---都道府県知事等は、検疫法に基づき、検疫所長から検疫感染症に感染したおそれのある者であって健康状態に異状が生じたものに係る通知を受けたときは、当該者に対し必要な質問又は調査を行うことができることとする。

5. 罰則の整備

疾病別定点当たり患者数(平成15年第1週～第46週)



H14 { 滋賀 (pink solid line)
 全国 (pink dashed line)
 H15 { 滋賀 (blue solid line)
 全国 (blue dashed line)



疾病別定点当たり患者数(平成15年第1週～第46週)

H14 〔 滋賀 ●●●●●●
 全国 ————
 H15 〔 滋賀 ————
 全国 - - - - -

